中野公認会計士事務所
NAKANO C.P.A. OFFICE

中野短信

a short letter　**第 97 号**

２０２３ 年 ２ 月 １５ 日発行
ＴＥＬ：０７５－４３１－４３６１
ＦＡＸ：０７５－４３１－４３６５
https://www.nakano-cpa.com/

テーマ：「令和５年度税制改正大綱の概要」

令和５年度の税制改正大綱が閣議決定されました。

新型コロナウィルス感染症、原材料価格の上昇や円安の影響による物価高騰を背景に、資産所得倍増の実現や、マーケット、産業、人材への成長投資を一体的に強化し、成長と分配の好循環の連鎖を生み出していくため、ＮＩＳＡの抜本的拡充・恒久化や、研究開発税制の延長・見直しなどが予定されています。

今回は、主な改正事項をご紹介します。

1. 法人課税関連

研究開発税制の見直し

- 一般型、中小企業技術基盤強化税制の税額控除率と控除上限額の見直し
- 研究開発費の範囲見直し
  （性能向上を目的としないデザインの設計・試作費用が除外）
- オープンイノベーション型の特別試験研究費の範囲の追加

先端設備等導入計画に基づく固定資産税の優遇措置の見直し

- 適用要件が年平均の投資利益率が５％以上の投資計画に限定
- 事業用家屋、構築物が適用対象から除外
- 固定資産税の減免割合が３年間最大 100％から３年間 50％に変更
  （ただし、一定の要件を満たす場合は４年間又は５年間３分の１）

適用時期　**令和 7 年 3 月 31 日までの間に取得した資産**

暗号資産の評価方法等の見直し

- 次の要件に該当する暗号資産は、期末時価評価の対象から除外
  ①自己発行で発行時から継続して保有していること
  ②発行時から継続して譲渡制限が行われていること

中小企業関連税制の見直し

中小企業投資促進税制	他の者に管理を委託するコインランドリー業用の機械装置を対象資産から除外
中小企業経営強化税制	他の者に管理を委託するコインランドリー業又は暗号資産マイニング業用の資産を特定経営力向上設備等の対象から除外

⚠ 上記の資産が主要な事業であるものを除く

2. 個人所得課税関連

ＮＩＳＡ制度の拡充・恒久化
・非課税保有期間が無期限化 ・つみたて投資枠（年間投資上限額 120 万円）と成長投資枠（年間投資上限額 240 万円）が設けられる（併用可能） ・生涯非課税限度額 1,800 万円（うち成長投資枠 1,200 万円） 適用時期　**令和６年１月１日～**

3. 資産税関連

相続時精算課税制度の見直し
・相続時精算課税制度における基礎控除額（110 万円/年）の創設 ・相続時精算課税制度の適用を受けた建物又は土地が災害により一定の被害を受けた場合の再計算の導入 適用時期　**令和６年１月１日以後に** **・贈与により取得する財産に係る相続税、贈与税** **・生じる災害により被害を受ける場合**
相続税の計算上加算する贈与期間の延長
・相続開始前に暦年贈与があった場合に、相続財産として加算する生前贈与の加算期間が３年から７年に延長 ・延長した４年間に受けた贈与の財産の価額から 100 万円を控除

4. 消費税関連

小規模事業者に対する納付税額の負担軽減措置（２割特例）
・これまで免税事業者であった者が、適格請求書発行事業者（課税事業者）となる場合の税負担・事務負担の軽減措置として、納付税額を課税標準額に対する消費税額の２割とすることができる 適用時期 **令和５年 10 月１日～令和８年９月 30 日までの日の属する各課税期間** **課税期間の短縮の特例の適用を受ける場合「課税事業者選択届出書」の提出により令和５年 10 月１日以前に課税事業者となる場合は適用なし** **事前の届出書は不要**

少額な返還インボイスの交付義務の免除

- 返品や値引き等を行った際、その額が税込１万円未満である場合の返還インボイスの交付義務の免除

少額取引に係る事務負担の軽減措置

- 基準期間の課税売上高が１億円以下、又は特定期間の課税売上高が５千万円以下の事業者は、インボイス制度開始から６年間、支払対価の額が１万円未満の課税仕入について帳簿のみの保存により仕入税額控除が可能

5. 納税環境整備関連

電子帳簿保存に係る緩和措置

- 優良電子帳簿の範囲の見直し
- スキャナ保存制度の要件の緩和
- 電子取引データを保存要件に従って保存できなかった場合の猶予措置

上記詳細は、下記にて確認できます。

①「令和５年度税制改正（案）のポイント」　※パンフレット
https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeiseian23/zeiseian05_all.pdf

②「令和５年度税制改正の大綱（概要）」
https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/05taikou_gaiyou.pdf

③「令和５年度税制改正の大綱（本編）」
https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/20221223taikou.pdf

QR コードからもご覧いただけます

①　②　③

詳しくは担当者にお尋ねください
ホームページにも掲載しております
https://www.nakano-cpa.com/